

協働事業 意見取りまとめシート（事業担当課:防災対策課）

事業名	自主防災組織活動支援事業	根拠法令・例規	災害対策基本法第5条2（市町村の責務）	形態	市民主導（補助）
事業目的	地域における防災活動の主体となる自主防災組織の育成及び活性化を図るとともに、防災活動に必要な施設及び資機材の整備を促進する。			パートナー	自主防災組織等

1 事業を始めるにあたって

①・情報の公開・共有について

↓グループワーク時に使用

・2000年頃に話題となった巨大地震の発生予測等により、自主防災組織が防災行政における最重要事項と認識されるようになったため、行政から地域に対し組織結成を促した。  
 ・組織として活動を行うにあたり、行政からの支援を求める組織からの声があり、平成18年度より事業を開始した。

②・役割分担について

↓グループワーク時に使用

自主防災組織）・補助申請 ・組織としての活動（訓練や学習会、資機材点検などの実施）  
 ・自主防災組織連絡協議会の開催  
 行政）・組織が継続して活動するためのサポート（補助金交付や学習会への参加など）

2 現状認識

↓グループワーク時に使用

（成果）令和4年4月1日時点で結成されている組織数は178であり、当市の組織率は約97.6%となっている。  
 （課題）過疎・高齢化により、活動が難しくなった組織や、組織未結成の地域などがある。  
 【参考】新規整備補助：（上限）220,000円 + 加入世帯数×1,600円  
 訓練補助：（上限）最大30,000円 ※加入世帯数により上限が異なる

### 3 事業目的の達成に向けたフィードバック

事業開始時の改善点や現状の課題解決について

↓グループワーク時に使用

・組織の資機材の再整備（上限 30 万円）を行う場合、  
①3 年以上の継続した活動（毎年訓練実施&連絡協議会参加）を行うこと  
②前回の資機材整備補助から 5 年以上経過していること  
等の要件を満たす必要があるが、このうちいずれかを満たしておらず、整備  
予定年度に補助決定が下りない組織が見られるため、継続した活動を促すよう  
日頃より声かけを行う。

・情報の公開・共有について  
・役割分担について  
・その他

今後に向けて

↓グループワーク時に使用

・各組織における、整備すべき、もしくは整備したい資機材等のニーズを把握  
したうえで、補助対象を拡げていけるよう努める。

・目的達成に向けて  
・新たな可能性に向けて  
・その他

### 4 その他